

Title	ベッテルハイム日誌中のvaccination と inoculation の使い分けについて：琉球への「牛痘法」導入に関する補足的考察
Author(s)	本村, 育恵
Citation	沖縄史料編集紀要 = BULLETIN OF THE HISTORIOGRAPHICAL INSTITUTE(43): 13-28
Issue Date	2020-03-19
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12001/24877
Rights	

ベッテルハイム日誌中の vaccination と inoculation の使い分けについて

—琉球への「牛痘法」導入に関する補足的考察—

本村 育恵

はじめに

『沖縄県史 資料編』21・22として、2005年と2012年に翻刻本が刊行された *The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54*⁽¹⁾ は、現在(2020年3月)日本語翻訳版作成のための編集作業が進められているところである。この作業は、本資料の持つ種々の特性⁽²⁾による、多くの難題を処理していくことのくり返しである。事務局としては、本資料の基礎研究を進め、用語の同定や背景知識の整理を行ない、その結果を提示して翻訳・校閲に生かしてもらうことも重要な作業と考えている。本稿ではその一つとして、ベッテルハイムの医療宣教において重要なファクターとなる牛痘法導入に関わる用語 vaccination / vaccinate と inoculation / inoculate を取り上げ、英文史料中でこの二者がどのように使われているか、琉球側の日文・漢文史料ではどう現れるか比較検討を行なった。その中で、英語・日本語の意味範囲の違いによる、ベッテルハイムと琉球側の認識のずれや理解度の差などが浮かび上がってきた。以下、示していきたい。なお、本稿中の英文和訳および漢文読み下しの文責は筆者にあることをあらかじめ記しておく。

MOTOMURA Ikue: Distinctions of Usage between Vaccination and Inoculation in Bettelheim's Journal: A Supplemental Study on the Introduction of Vaccination to Ryukyu

- (1) 『沖縄県史 資料編 21 近世2 *The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part I (1845-51)*』沖縄県教育委員会、2005年。『沖縄県史 資料編 22 近世3 *The Journal and official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part II (1851-54)*』沖縄県教育委員会、2012年。以後、総称として「日誌」と呼ぶほか、引用の際は『資料編 21』『資料編 22』と略す。
- (2) たとえば、ベッテルハイムが医療宣教師という属性をもつことにより、医学関連用語(ラテン語が使用されることが多い)およびキリスト教関連の用語・表現(当時の英国国教会のスタンダードである欽定聖書 [KJV] は古英語表記のため、ベッテルハイムによる引用も古英語が使用されることが多い)が頻出する。キリスト教関連の記述には、神学論的な哲学的内容も含まれる。同時に、本資料はベッテルハイムにとって母語ではない英語で書かれているため、単語のスペルミスや文法的な誤りだけではなく、語順や単語などに他のヨーロッパ言語の影響が見られ、独自の造語もしばしば見られることは本資料の翻刻を行なった A. P. ジェンキンズ氏の指摘する通りである (Jenkins, A. P. "Introduction" 『資料編 21』 pp. v ~ vi)。また、中国語(普通話・広東語・閩南語)・琉球語・日本語の発音を書き取った表記が、ピンインやウェード式・ヘボン式確立以前であるため、独自の、いわばベッテルハイムにその時々聞こえたままの表記となっている。したがって同一の人・物でさえ揺れがあることが同定を難しくしている。しかしながら、従来「劉友干」または「劉友于」とされてきた人物が発音表記 Liu-Yu-Tsz / tzs により「劉友子」である可能性が高いこと、「通事」が当時「ツウジ」ではなく「トージ (todzi / tozie / todzy)」と発音されていたことなど、新たな気づきも多い。訳出の作業ではこれらの問題点を踏まえた上で、歴史性・社会的背景を見つつ、蓋然性・妥当性の高い訳語を決めていかなくてはならない。

1. 問題の所在

琉球における牛痘法の導入については、公式記録としては1868年に人痘法を廃止して牛痘法に切り替えるという「球陽」の記事が認められる⁽³⁾。また一般的には、種痘法に着目した金城清松による先駆的な整理以来、仲地紀仁がベッテルハイムに牛痘法を伝授されて琉球国内に広めた人物と見なされている。仲地の功績については諸説あり、ここでは多言しないが、ベッテルハイム日誌や王府との書簡、香港のピーター・パーカー医師への書簡⁽⁵⁾およびベッテルハイムの派遣元であるロンドンの海軍琉球伝道会に送った医療報告⁽⁶⁾の記述から見て、少なくともベッテルハイムが実際に琉球に牛痘法の導入を試みたという点については疑う余地はない。

本稿では、その中でも日誌中で使用される医療語彙について、特に天然痘コントロールのために行なわれる「種痘」に関する語である *vaccination / vaccinate* と *inoculation / inoculate* を取り上げたい。日誌には、琉球に牛痘法による種痘を導入することを、自身の布教活動における命題の一つと任じていたかにすら見えるベッテルハイムが、機会があるごとに積極的に導入の試みを繰り返す様子が記録される。当然、種痘関連語が多用されるが、これらの語の訳出にはいくつかの要素が介在することによって混乱が生じやすく、悩ましいところである。たとえば日誌に出てくる種痘関連語を列挙してみると、

pox small pox variola cow pox cowpock take

vaccine virus scab lymph specimens of virus vaccine matter vaccine virus

(3) 「球陽」(巻二十二 No. 2208)、「球陽」(附巻四 No. 224)。1868年に羽地間切の屋我地島で行われた牛痘接種実験とそれにより牛痘法が認可されるまでの顛末は、豊見山和行『牛痘一卷』(一八六八年)について「史料翻刻と紹介」(上)、同(下)『琉球アジア文化論集』(2016a・2017)、および「琉球国における清国・日本医療の受容と展開—『牛痘一卷』の分析を中心に—」『第十一回琉球・沖縄に関するシンポジウム論文集』(2016b)を参照のこと。

(4) 金城清松『琉球の種痘』、琉球史料研究会、1962年。以降琉球における種痘に言及する論考は主に以下のものがある。金城清松「琉球に於ける牛痘の始祖 仲地紀仁の種痘に就いて」『日本醫史學雑誌』第13巻第2号、1967年。渡口眞清「牛痘法「伝授証書」の前後」『沖縄文化』第14巻2号、1978年。東恩納寛惇「医方漫談」『東恩納寛惇全集』9、1981年(初出は1949年)。渡口眞清「解題 一」『東恩納寛惇全集』9、1981年。稲福盛輝「付 種痘の歴史」『琉球疾病史』1995年。小林茂「近世の琉球列島における天然痘の流行パターンと人痘法の施行」『農耕・景観・災害—琉球列島の環境史』、2003年。小林茂「疾病にみる近世琉球列島」『沖縄県史 各論編4近世』、2005年。帆刈浩之「東アジア医療史より見たベッテルハイム史料(2)—琉球における牛痘法の導入について—」『沖縄史料編集紀要』第37号、2014年。豊見山前掲(2016ab・2017)。

(5) “Letter from B. J. Bettelheim” *The Chinese Repository* Vol. XIX, No. 1, pp. 17-49 / No. 2, pp. 57-90, 1850.

(6) Reports: Medical Mission at Loochoo 1851/52, ref. LA 2/3, Records of the Loochoo Naval Mission, the Church Missionary Society Archives, Special Collections at Birmingham University Cadbury Research Library. (バーミンガム大学図書館所蔵、英国国教会伝道協会文書、英国海軍琉球伝道会文書)。また、このレポートに医療従事者向けに若干の編集を加えたものが翌年ロンドンの医学雑誌に転載されている。(Bernard Jean Bettelheim (notes edited by Frederic J. FARRE) “Medicine in Lewchew. Introduction of Vaccination” *The Medical Times and Gazette* (London), 1853, vol. VII, pp. 136-138, 164-166, 188-190) (edited by Patrick Beillevaire *Ryukyu Studies to 1854 Western Encounter Part 1*, Curzon Press/Edition Synapse, 2000, vol.3 に所収)。これにより、注5のパーカー医師への書簡(1850年)以降のベッテルハイムの琉球での医療実践の情報を得ることができる。以下 *Medical Gazette Report* と呼ぶこととする。

vaccinate vaccination inoculate inoculation

などがある。これらの訳出のために「球陽」や『琉球王国評定所文書』⁽⁷⁾などで琉球側の記録を参照すると、同時期に現れる種痘関連語は、

疱瘡 疱瘡時行 痘瘡

疱瘡痂 痘痂 痘漿 瘡汁

種痘 種痘之法 吹鼻之法 植疱瘡 植疱瘡之法 疱瘡仕 疱瘡御申請

などである。琉球が公的に人痘接種による種痘から牛痘接種による種痘へ切り替えるのがベッテルハイム滞在時期（1846～1854年）からかなり遅れた1868年ということを勘案すると、用語の比定には、ベッテルハイムの滞在当時における王府内での理解度を見極めることが重要となる。この時期の琉球は、種痘に関して、使用する痘苗（ワクチン）が異なるという問題（ヒト天然痘ウイルスを使った人痘法からウシ天然痘ウイルスを使った牛痘法への転換⁽⁸⁾）のみならず、オペレーションの方法の問題（鼻種法をはじめとする従来の接種法からランセット等を使った腕種法への転換）という二つの新知識とほぼ同時に遭遇しており、そのことによる情報混乱もあったと考えられる。

さらにこの状況を理解しにくいものになっているのは、日本語（中国語にも一部あてはまる）の語彙のあいまいさである。まず「種痘」という語がかなり広範な意味を含む語である。まずこの語は名詞でもあり、動詞でもある。また、鼻種法をはじめとする腕種法以前に行なわれていた人工感染の手法全般を指し、腕種法で行われた「接種」も指すことがある。「疱瘡」も「天然痘」を指す時と、予防接種という意味での「種痘」を指す時、さらに琉球においては「公的に人痘接種を行なうことによって人工的に国内に軽微流行を引き起こした状態」「人痘接種による人工的感染の期間（接種による仮痘が体表に現れている期間）」を指す時さえある。その上、「～法」という同じ表現が、接種ウイルスの区別にもオペレーションの方法の区別にも用いられているのである。一方の英語においても、現代語では単に「接種」の意で使われている inoculation が、端的に「人痘」の「接種」を示していると思われる場合があり、その場面で用いられている種痘（ウイルス）は何か・手法は何かについて注意して読んでいかなければ、重大な誤読をおかす可能性がある⁽⁹⁾。

(7) 琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書』、浦添市教育委員会、1989～2002年。以下、引用には『評定所文書』と略し、文書番号は号・番をハイフンでつなぎ、aaaa-bbと表記する。

(8) ここでは便宜上、ヒト天然痘・ウシ天然痘と書いたが、基本的には「天然痘」という語は「ヒト天然痘」を指す。1796年にイギリスのジェンナーによって発見された、類似の病原体を人体内に送り込むことで免疫をつける方法は、現在のワクチンによる予防接種の基礎となる技術革新であった。ヒトにヒト天然痘のウイルスを接種する人痘法では、仮性感染にとどまらず、天然痘そのものを発症することがあり、さらにその人から感染者が広がる危険性があった。牛痘法では、ヒトにウシ天然痘のウイルスを接種するため、接種を受けたヒトは天然痘を発症せず、周囲への感染力も持たないという点で画期的であった。

(9) 実際、これまでの研究では、渡口眞清（注4参照）を除いてこれらの点についてきちんと理解されてきたとは

というのは、ベッテルハイムの琉球滞在期間は、東アジアにおいては人痘法から牛痘法への移行期と重なるからである。つまりベッテルハイムが琉球で行なった牛痘法導入の活動は、島国であるがゆえにある程度孤立性を保ちつつ中国と日本をつなぐ結節点であった「琉球」における牛痘法の導入から受容までの局面を見ることのできる、東アジア医療史の観点からも興味深い事例なのである。事実、同時代史的には、中国では早くも1805年に牛痘種が伝来し、種痘の手引書なども出版されていたこともあり、開港場を中心にその認知は一般的なものとなりつつあった⁽¹⁰⁾。日本においても、出島を有する長崎を中心とした蘭学者たちがモーニッケによる牛痘接種成功(1849年)を受け、その知識と技術をわずか数年の間に日本中に伝播させていたのである⁽¹¹⁾。つまり、翻訳本において明確な訳出ができれば、ベッテルハイム日誌は、琉球史の面からも東アジア医療史の面からも、その史料的価値が高まると考えられる。

2. vaccination と inoculation

本稿では、上記のことを考慮にいれつつ、そのための一歩として、「種痘」に関して最も基本となる2語 *vaccination* / *vaccinate* と *inoculation* / *inoculate* を取り上げ、ベッテルハイムがどのように意識して書き分けているのかを検証する。検討の方法としては、この2語の用法(「何を」「どうやって」接種したのか)に留意しながら、ベッテルハイムと琉球側双方に同内容の記述がある箇所を比較し、翻訳に際してどう訳出するのがよりの確かという点について考えていきたい。

研究社『新英和大辞典』では、*vaccination* は①ワクチン接種 [注射], 予防接種 [注射]; (特に) 種痘、②種痘 [ワクチン接種] の痕、*vaccinate* は①・・・に種痘をする [施す]、②・・・にワクチン [予防] 接種をする [施す] (cf. *inoculate*) とある。一方 *inoculation* は(伝染病予防などの) 接種、*inoculate* は<人など>に [ワクチンなどを] 接種する (cf. *vaccinate* ②) とある。どちらにも見よ項が立っていることから現代語の理解として「種痘(をする)」の意は共通する。しかし、*vaccine* がラテン語の *vacca* (雌牛) に由来し、本来的には牛痘ワクチンを意味することや、ベッテルハイムの時代にはまだその他のワクチンは存

言えず、記述に混乱が見られる。

(10) ピアソン著、スタントン漢訳『暎咭喇国新出種痘奇書』ほか邱燿『引痘略』など、中文で記された牛痘法手引書の成立と流通については、張嘉鳳「十九世紀牛痘的在地化——以《暎咭喇新國出種痘奇書》、《西洋種痘論》與《引痘略》為討論中心」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第七十八本第四分、2007年を参照のこと。

(11) 相川忠臣「長崎と牛痘」『天然痘との闘い 九州の種痘』岩田書院、2018年、86～89頁。

在していないことから、⁽¹²⁾ベッテルハイム日誌に使用される vaccination / vaccinate は牛痘ワクチンによる種痘／牛痘ワクチンの接種を指すと考えるべきであろう。一方の inoculation / inoculate は、ワクチンに限らず、語そのものの含意として細胞培養のための植え付け、さらには思想の植え付けや感化の意味を持つことから、さしあたり「接種 (する)」という行為を示す語として理解しておきたい。

人痘法には天然痘ウイルスを人体へ送り込む方法として、①痘衣種法、②旱苗種法、③水苗種法、④痘漿種法の4つがある。①の痘衣種法は天然痘患者の衣服を着せて空気感染をねらうものであるが、②③は痘痂 (天然痘の終息段階でできるかさぶた。瘡蓋・痂皮とも言う) を細かく砕いてそのまま使う (②) か、溶液化する (③) かの違い、④は天然痘の痘疹にできた膿を使うもので、②③④とも鼻から吸引させる鼻種法であった。これらの方法は、清の医学書『御纂医宗金鑑』(1742) によるもので、中国・日本ともにこの方法が取られてきた。琉球でも1766年に上江洲倫完が薩摩で人痘法を学び、痂皮を持ち帰って実施して以来、種痘には鼻種法が行なわれていた。⁽¹³⁾

今我々が「予防接種」と聞いて想像するような注射器を用いた「接種」と、当時の人の「接種 / inoculate」とはイメージが異なることに注意してほしい。この時期注射器はまだ存在していない。ランセットなど切開器を用いた腕への「接種」は、人の上腕に小さな傷をつけ、そこに痘苗 (痘痂または痘漿) を埋め込む方法である。埋め込むという行為と、痘苗を「種」と呼ぶことも関係すると思われるが、「植」という字が使われることも多い。琉球では公的には1851年にはじめて行われるが、それ以前から日誌中でベッテルハイムが琉球の人々

(12) この言い方には語弊があるかもしれない。現在使用される意味、つまり「人体内に免疫を作るために予備的に接種する弱毒化または無毒化したウイルス」としての「ワクチン」という語は、ジェンナーによる牛痘発見と実用化に対する医学的功績を称えて、1881年にパスツールによって提唱され定着したものであり、それ以前は当然牛痘ワクチンのみを指すということである。こうなるとやや重複感は否めないが、現代語としての理解しやすさのため、本稿では以後牛痘ワクチンと書くこともある。同様に、virusも現在の意味での「ウイルス」は電子顕微鏡によるウイルス同定 (1935年) 以後の用語であるため、ベッテルハイム日誌や同時代資料のvirusは文脈により当時の概念である「病毒」や「病原体」、種痘関連で言えば「痘苗」「種」などを指し、訳語には工夫が必要である。

(13) 『陳性家譜 (新嘉喜家)』『那覇市史』資料篇第1巻8 家譜資料四、363～366頁。種痘法学習の経緯と「吹薬」(鼻種法)の語が見られる。

(14) 「球陽」(附巻四 No. 158) には「本年 (1851) 新設種痘之法使世人種之」として、前年 (1850) に渡嘉敷親雲上通起が薩摩から学んできた新しい「種痘之法」が行われたとする。この「種痘」はワクチンの種類ではなく、「鼻種法」に代わる身体への導入法、つまりランセットなどの器具を使って腕へ接種する方法を指している。仲地紀仁の家譜に、道光19年 (1839年) の全島種痘の際には「吹薬 (鼻種法)」とあるのに対し、咸豊元年 (1851年) の際には「植痘瘡」とあることから手法の変化が分かる (『松姓家譜支流 (仲地家)』『那覇市史』資料篇第1巻8 家譜資料四、642～643頁)。なお、腕種法は、ベッテルハイムの監視記録である『評定所文書』1410号「嘆人逗留ニ付那覇ニ而之日記」(1849年)において、娘への施術前、「接種」の意で用いられる語は「種入」であったが、ランセットでの施術が行われたことを確認した後は「差込」と表記が変わっており、この時点ですでに王府に認識されていることが分かる。上記の王府の薩摩へ医師派遣は、その技術と導入の是非確認のためのものであったと考えられる。1851年の接種法の変更に関して、ベッテルハイムの記述としては、1851年11月10日 (11の誤記と思われる) 日に、全島種痘の様子を聞かれた琉球人が「近々板良敷が来て (一般の人たちへも) あなたの教えた手法で接種を行います」と答え、この年の種痘が緩やかに軽度で済んでいると感謝されたと記録される。ベッテルハイムは「もう鼻からの接種はしない

に伝えようとしてきた接種の手法は、当然ランセットを使用した腕種法である。つまり日誌中の inoculation という語からは、手法が鼻種法なのか腕種法なのか、植える痘苗の形状はどれなのか、また、端的に人痘による種痘を指す variolation という語は日誌中に登場しないため (variola が天然痘の意味で使われることはある)、痘苗が人痘なのか牛痘なのかなども文脈によって判断しなくてはならない時がある。

3. ベッテルハイムの種痘導入の試み

ベッテルハイムが琉球社会へ種痘を紹介するチャンスは、日誌や書簡から確認できる限り少なくとも5回あったと見られる。概観すると以下の通りである。

1回目は1846年の琉球来航の時である。香港出発前にピーター・パーカー医師から牛痘の痘苗 (vaccine matter) を供与され、出発前・航海中に何度か接種を試したが、ワクチンが不活性であり失敗⁽¹⁵⁾。生きた vaccine を琉球に持ち込むことはできなかつた⁽¹⁶⁾。

2回目は1849年の4月から5月にかけてである。この時は、アメリカの艦船プレブル号によってもたらされた vaccine matter を長女ローズに接種し、善感したことによって、精力的に王府に対しその方法を説き勧めようとしたが、取り上げられず最終的にはうやむやに終わった⁽¹⁷⁾。

3回目は、1850年10月に香港ヴィクトリア司教とともに来航したポツティンジャー医

だろう」と満足気に書き、この変化がもつぱら自身の力によるものであると認識している (『資料編21』576頁)。

(15) 牛痘ワクチンは、vaccine matter / vaccine lymph と書かれるように基本的には痘漿 (痘疹の膿または膿になる前の浸出液) の形でやりとりされるため、長崎をはじめとする日本各地での牛痘法導入が試みられた時には、長い運搬期間でウイルスが死滅してしまったり、腐ってしまうことによって失敗することが多かった。1849年に長崎でモーニックが牛痘接種に成功したのは、榎林宗建の提案により、保存期間の長い痘痂を使用して試みた結果であった (相川前掲、88頁)。

(16) 『資料編21』58頁、1846年4月15日、同4月21日。ベッテルハイムは、香港で琉球への船待ちをしている間、アメリカン・ボードから派遣された医療宣教師ピーター・パーカーと接触している。その際に、パーカー医師が1837年にモリソン号に便乗し琉球に立ち寄った際、一度牛痘法の導入を試みたことを知ったと思われる。この時のパーカーの旅行記は Journal of an Expedition from Singapore[sic] to Japan with a Visit to Loo-choo, descriptive of these islands and their inhabitants with the aid of natives education in England, to create an opening for missionary labours in Japan. By P. Parker M. D. Medical Missionary from the American Missionary Board. Revised by the Rev. Andrew Reed, D. D. London: Smith, Elder & Co, MDCCCXXXVIII[1838], viii-75p. その抄録が注6 Patrick Beillevair (2000) に所収される。同文の全体訳は須藤利一『異国船来琉記』(法政大学出版局、1974年)にある。種痘関連箇所は122～124頁。旅行記からは、琉球にて白髯の老人に牛痘法の冊子を貸し与え、その男といくつかの質疑応答があったこと、ランセットと痘苗 (virus) が提供されたことが記されている。その際、男の腕にランセットによる施術 (inoculation) が実技で示された。パーカーの記述によると、この時琉球に供与された牛痘種は、ピアソンが牛痘術を伝授した「アヒー」という人物に残したものであるらしい。この「アヒー (Ahe)」は『引痘略』を著した邱燿のことだと思われる。「燿」は広東語の発音は hei であり、開港地の西洋人が現地の中国人スタッフの名に親称の「阿」を冠して呼ぶことはよく見られることで、邱燿を「阿燿 (アヒー)」と呼んでいたとしても不思議ではない。なお、この冊子はピアソンの『啖咕喇国新出種痘奇書』である (須藤同書113頁)。

(17) 『資料編21』303～306、309頁、Letter LXIII (1849年4月14日)、Letter LXIV (1849年4月25日)、Letter LXVI (1849年5月19日)、Letter LXXI (1849年6月6日)。

師によりいくらかの痘苗 (several specimens of virus) がもたらされ、次女ルーシーに接種 vaccinate が行なわれたが善感せず失敗に終わっている⁽¹⁸⁾。

4回目は1851年10月半ばから翌年の2月初めに至る時期である。この時は琉球における全島接種(人痘)の年にあたり、王府側もこれまでと異なる動きを見せていた。前年の失敗により、手元に生きた牛痘の痘苗を持っていなかったベッテルハイムは、“Had we now vaccine, no doubt it could be easily introduced (今 vaccine を持っていれば間違いなく易々と introduce することができたのに)”とぼやきながらも、牛痘法を解説した冊子やランセットを通事板良敷朝忠に供与している⁽¹⁹⁾。

最終的にベッテルハイムの願いが叶ったのは、1852年2月6日、レイナード号によって vaccine の入った箱が届いてからのことである。11日には次女ルーシーへの接種が成功し、そこから採取された牛痘ワクチン (our babe's cowpox) が23日、非公式に板良敷を介して琉球側に提供された。人痘による接種は、全島接種が始まってから数か月が経っていたがまだ完了しておらず、ベッテルハイムからの vaccine もそれに使用されたと見られる。「見られる」とするのは、ベッテルハイム自身が琉球人に牛痘ワクチンの接種を行なったわけではなく、あくまでも板良敷をはじめとする通事たちからの報告によるからである。

それぞれの経緯は、英文では1849年以前の状況は *The Chinese Repository* に掲載されたピーター・パーカー医師への手紙および『資料編21』『資料編22』に収録される日誌・書簡によって、それ以降の状況は、ベッテルハイムが琉球伝道会に報告した医療報告、そしてそれが *The Medical Times and Gazette* 誌に転載された “Medicine in Lewchew. Introduction

(18) 『資料編21』365頁(1850年10月7日)、380頁(10月10日)。“several specimens of virus”だけではワクチンの種類は分からない。接種を示す動詞が vaccinate とあることによって、牛痘ワクチンであることが確定できる。

(19) 『資料編21』560頁(1851年10月14日)。この時のベッテルハイムの苛立ちは激しい。日誌には “What will be my condition if I should feel compelled – suppose my child is attacked – to beg for virus of smallpox from them to inoculate her!” (もし娘が天然痘に脅かされることを心配して、娘に接種するために膝を折って彼らに人痘の痘苗を乞わなくてはならなくなったら、私の立場はどうなるのだ!) と感情的に書いている(『資料編21』563頁、1851年10月23日)。

(20) 『資料編22』24頁(1852年2月6日)。“a little box containing vaccine was handed over and the note accompanying it stating it was of recent date, & taken from a daughter of Dr. Legge” (vaccine の入った小箱が届けられた。それには、その vaccine が新しいもので、レグ医師の娘から採取された痘瘰 (lymph) であることが書かれたメモが添えられていた)。“Had it come a month or two sooner” (あと1、2か月早ければなあ) と琉球の全島接種に乗り遅れたことをぼやく。

(21) 王府による公共事業としての種痘実施開始と終了の時期は、たとえば『評定所文書』からは、開始時期については「年中各月日記」の咸豊元年九月の条に「御姉妹部御痘瘰被成候付、数ヶ条之事」(1456-10)とあるほか、関連として同年の「年中各月日記 帳当座」に「此節痘瘰、御子様方御始世上一統植痘瘰被仰付候儀付、申渡候事」(1457-164, 237, 238, 264, 265)、「案書」に「痘瘰瘰之儀、春夏運送船方相届、国中一統植痘瘰申渡所と相始候処・・・」(1449-162)などが見られる。終了時期は「年中各月日記」咸豊二年二月の条に「痘瘰御凌被為濟被遊御帰城候付、撰政・三司官・御物奉行・申口・吟味役より御祝儀申上候事」(1469-2)とあることから、翌年旧暦2月ごろまで、西暦では1851年の10月下旬から1852年の4月中旬までが実施期間であったと想定される。

(22) 注5参照。

of Vaccination.”によっても知ることができる。⁽²³⁾ 日文では『評定所文書』に収録される該当箇所の日誌およびベッテルハイムとの書簡の和解（わけ）、中文ではその書簡の漢文の状態の写しによって比較検討が可能である。⁽²⁴⁾

以下、英文・中文・日文が揃い、比較検討が可能な2回目の試みを題材に、双方の記述の違いを見ていきたい。

4. ベッテルハイムの記述と王府の記録

最初の失敗から3年、ベッテルハイムに2度目のチャンスが到来した。1849年4月、アメリカの艦船プレブル号が vaccine matter を持ってきた。この時期にあたるベッテルハイムの日誌は散逸しているため見ることができないが、ベッテルハイムから王府への書簡およびパーカー医師へ宛てた手紙によって経緯を追うことができる。また、このとき、王府はどのような動きをしたのか『評定所文書』より王府側の対応も見てみる。

1849年4月14日、書簡 LXIII（ベッテルハイム発、総理官宛）⁽²⁵⁾

There is another matter of great importance I consider it highly necessary to inform the Loochooan government of & which is quite calculated to gladden every heart. – I have now good vaccin[e] matter! And I intend on a very early day to vaccinate my girl. Government permitting, yea, commanding children of both sexes who had not yet had the smallpox to be brought for vaccination would merit imperishable honour to themselves. < 中 略 > I'll announce the fact to the dear people on the market to cheer their hearts. Hereafter whosoever will remain from the smallpox, save his cheek from ugliness, and his life from dying in variola, let him come soon & ask deliverance, and be vaccinated.

琉球の王府にぜひともお知らせしなくてはならない非常に重要なことがございます。皆様にとって大変喜ばしいことです。良い牛痘ワクチン（vaccine matter）を手に入れました。近日中に娘に牛痘ワクチン接種（to vaccinate）をしようと思っています。王府がお許しくださるならば、まだ人痘接種を経っていない（had not yet had the smallpox）

(23) 注6参照。

(24) ベッテルハイムの漢文書簡については、1846-48年までが「稟啓集」（「No.66 ハワイ大学所蔵東西文化センター6」マイクロ複製版、沖縄県立図書館蔵）に、その続きにあたるものが『評定所文書』1473号に和解されて収録されているが、そのうち1850年以降のものについては、同じく沖縄県立図書館所蔵の東恩納文庫「伯徳令其他往復文」に訓点のほどこされた漢文の写本がある。なお、東恩納文庫本と収録内容が重複する資料が、東京大学史料編纂所の島津家文書にも「琉英往復文」として収蔵されるが、訓点や頭註が東恩納本とほぼ同じであることから、元々は評定所にあった同一の原本をそれぞれで抄写したものと考えられる。

(25) 『資料編21』303～304頁。

子供たちは男女問わず牛痘接種 (vaccination) をするよう命令していただければ、彼らにとって不朽の榮譽となることでしょう。〈中略〉このことを市場で親愛なる琉球の人々にお知らせし、彼らを喜ばせるつもりです。今後、人痘接種 (small pox) から生き残りたい者、顔をあばたにすることから免れたい者、天然痘 (variola) によって命を失いたくない者は、すぐに私の所に来て救いを求め、牛痘ワクチン接種を受ける (be vaccinated) ようにお命じください。

同文は『評定所文書』1473-38として和解が残されている。該当箇所は以下の通り。

別に重大の事有て貴国に知達いたし度候。各心を喜ハしむへし。是本師既好痘するの漿を得る。故に早とこれを以て本女兒か臂内に種ひ入候。貴国孩子男女之未疱瘡不仕者を院に遣てこれを諭し、痘の汁を種へ入しめよ。〈中略〉市上に走て愛民に告げ知らし、他か心を喜ハしめて、以後疱瘡仕候者共風気より出さらん事を欲し、⁽²⁶⁾ 醜きならさる事を欲し、痘死せさらんことを欲せハ、速に束て救いを求め痘の漿を種へ入しめよといふべし。

ベッテルハイムが元々漢文で書き送った書簡を和解しているため、一部読みにくいところもあるが、vaccine matter は「痘漿」「痘汁」とあることから液体状（膿または膿になる前の発疹内浸出液の状態）であること、vaccinate は「種入」、またその場所は「臂（うで）」であることが分かるなど、元の漢文を再構築しながら英文を併せて読むことで、より具体的に読むことができる。また、下線を引いた smallpox と variola は英文では並列であることからベッテルハイムが意識的に使い分けていることは明らかである。どちらもヒト天然痘を指す small pox と variola だが、small pox は文中で「smallpox を経ていない子供たち」「smallpox から生き残る」のように使われ、variola が「variola によって命を失いたくない者」とされることから、small pox は琉球で従来行なわれてきた人痘による種痘（とそれによって発生する空気感染）、variola は天然痘という病気そのものを指していると読める。

この書簡に対して、王府は特に反応を示さなかった。和解を見る以上、small pox と variola は「疱瘡」と「痘（死）」となっており、漢文表記上の区別はできていない。そもそもベッテルハイムが意図した牛痘ワクチンであることすら、この書簡からは伝わらなかったと思われる。琉球ではすでに長年にわたって周期的に人痘接種を実施してきた経緯もあり、この書簡は琉球側の読み手にとっては既知の技術の売り込みにしか思えなかったであろう。「臂内に種ひ入」れることも正確に理解されなかったと思われる。返信のない

(26) 臉 (かお) の誤か。

ことを受けて、ベッテルハイムは再度書簡をしたためるが、先の書簡で琉球の人たちに新技術であることが伝わらなかったことに気づいたようである。⁽²⁷⁾ 次の書簡には牛痘法解説の冊子が添えられ、説明の仕方を変える。

1849年5月25日、書簡 LXV (ベッテルハイム発、総理官宛)⁽²⁸⁾

I beg herewith to present to the Governor General a pamphlet entitled “A New Method of Vaccination”, (The pamphlet has 種痘法 which every Chinese would take for inoculation & nothing further. It was here understood thus till I introduced the compound 牛痘⁽²⁹⁾ *nin-taon* cow smallpox, for cowpox alone the Chinese has, of course, no character. fn.) from which it will be seen that the cowpock introduced into the human body appears only where it was introduced, does not spread over the whole body, and much less can it spread among the people, & there is not the slightest fear of an epidemic or pestilential disorder. The Chinese and all European governments command the people to be vaccinated to escape the dangers of the smallpox. < 中略 > Only this little country alone deals cruelly with the people, and involves them in unavoidable danger of life.

ここに総理官様に “A New Method of Vaccination” 「新種痘法論」と題された冊子をお贈りします (この冊子には「種痘法」と表記されるが、中国人にとってそれは inoculation⁽³⁰⁾ 以上の意味を持たない。この地でも私が cow と smallpox の合成語である「cowpox (牛痘)」という語を紹介するまで同様であった。というのは、cowpox は中国語にしかなく、当然、[この地にはそれを示す] 語はなかったからだ)。この冊子には、cowpock [牛痘種]⁽³¹⁾ は人体に introduce されると、植えた場所にだけ発現して全身に広がることはなく、人から人への感染力はより弱く、流行や猖獗の恐れも少しもないことが書かれています。中国やすべての西洋の国々はその民に牛痘による接種を受けさせ天然痘の危険から逃れるよう命じています。< 中略 > この小さな国だけが人々を虐げ、不可避の危険に追い込んでいるのです。

(〔 〕は引用者による補足)

(27) 『評定所文書』1410-3 に、書簡への反応がないかどうかを板良敷に尋ねていることが報告されている。それによれば「痘汁差入候儀能キ伝法ニ而」と新たに説明を加えているが、「差入」というオペレーション法に関わる語が新たに使われている。板良敷との会話のうちに先の書簡では意が十分に伝わらなかったことに気づいてきたようだ。

(28) 『資料編 21』304 頁。

(29) 恐らく *niu-taou* の誤。

(30) ここでは従来の各種の方法で人痘ウイルスを体内に送りこむこと。

(31) 訳語としてはやはり「接種」になろうが、「植え込まれる」というニュアンスを含むか。

同文の和解は次の通り。⁽³²⁾

内並に新に痘を種るの法論有て総理官に奉る。此によつてこれを見れば、牛痘種へ入れ候人ハ已に種る所而已出候而全身に流行不致、況哉民間に致流行候儀無之候。疫症なく時症なし。中国西洋の政ハ民を諭し牛痘を種へて天花の患を遁れしむ。＜中略＞独り此小国残民師の勧めを不聴時ハ、危ニ臨ミ陰に不踏者いふ事なし。豈に可ん哉。

ここでベッテルハイムは初めて「牛痘」という語を用いて説明し始める。日誌の文中の括弧内に注記されるように、添えた冊子のタイトルの「種痘法」という語が漢字文化圏にいる琉球人には「人痘法」のことと誤解されてしまうことに気づいたようだ。王府での和解でも「牛痘種」という語が初めて登場する。しかし、琉球人にとって、牛痘接種が人痘接種のように流行状態を引き起こさないことは、「民間に致流行候儀無之候。疫症なく時症なし」と書かれていても、にわかには信じがたかったようである。そのため、ベッテルハイムが娘に牛痘種痘を行う意思があることは、護国寺に詰める通事たちの不安材料となった。万一劇症化したときに自身や家族に感染が広がる可能性を恐れ、感染期間中の退避を願ひ出ている。⁽³³⁾ 当時の琉球人の認識としては人痘であっても牛痘であっても「種痘」であり、人痘種痘で間々発生していた真性の天然痘感染が起こると認識していたあらわれである。

ここにきて王府は仕方なくベッテルハイムへの返信を作成するが、これにより当時の王府の種痘法に対する理解レベルを知ることができる。

総理官尚廷柱発、ベッテルハイム宛書簡 (1849年5月18日)⁽³⁴⁾

三月二十九日 (1849年4月21日) 接到尊札。⁽³⁵⁾ 内云、孩子男女未出痘者、應到院種入痘汁。卑職即遣大夫備由請辭。嗣于四月初二日、⁽³⁶⁾ 據貴客示諭、⁽³⁷⁾ 牛痘種入人、所已得種之處、在彼出露而已、⁽³⁸⁾ 總不流行全身。況不能流行民間。因送新種痘法論一本等語。敝國治

(32) 『評定所文書』1473-39。

(33) 『評定所文書』1410-5。

(34) “Letter from B. J. Bettelheim” *The Chinese Repository*. XIX. February, 1850. No. 2, 69 ~ 76 頁 (69 ~ 72 [漢文]・73 ~ 76 [ベッテルハイムによる英訳])。この書簡に該当する和解は『評定所文書』1473-65。

(35) 1849年4月21日書簡は現存しない。

(36) 「三日」の誤り。『評定所文書』1410-5に朱書き訂正あり。

(37) 1849年4月25日付のベッテルハイムから総理官宛ての書簡。『資料編21』305 ~ 306 頁の Letter64、『評定所文書』1473-39。

(38) 「流行」は現代語と少々ニュアンスが異なる。本書簡中に4パターン見られるが、一つ目は「流行全身」(天然痘への真性感染によって全身に発疹が出ること)、二つ目は「流行国中」「使痘瘡流行」(人痘接種によって天然痘の人工的な軽微感染を国内に行き渡らせる)意、三つ目は現代語のイメージに近い「流行民間」(病気が蔓延する)意、さらに文字通り「流れ行く=伝播する」という意で「風気流行」のように使用される。

痘之法、已如前日所告人皆知熟。但因地薄產乏、將有種痘、先察年成之豐凶、又考孩子之年紀、預貯食物藥材、方請痘痂于中國、流行國中、使孩兒一時出痘是為習俗。今計、種痘年期尚早、至藥材之貯亦無所備。又上屆辰年以來、因英佛亞三國船隻接踵到來、上自官役下至百姓、日夜駐劄那霸辦理公用、末由修職營業。且因貴客逗遛益苦公用之煩、現今舉國人民極其困窮。若于此時使痘瘡流行、則不免死亡之患矣。故曾遣員請辭。祈為體諒。更有所希者、牛痘之法、雖云不流行民間、然國異人殊、深恐或有風氣流行。若欲使令女兒種痘、祈俟回國之後方播種。因將所送新種痘法論奉還。⁽³⁹⁾
 (読点は引用者による。なお、煩瑣を避けて読み下しは注に示した)⁽⁴⁰⁾

この書簡のベッテルハイムによる英訳を見てみよう。

On the 21st April, I received your letter in which you observe, 'All the children, who have not yet had the small-pox, should come to my house for vaccination.' I thereupon sent high officer politely to decline the proposition. But afterwards, on the 24th, you wrote again to say, 'That when a man was vaccinated, the pox only appeared on a spot, and did not extend over the whole body, and therefore the disease could not spread among the people; and you sent a volume called Account of a New Mode of Vaccination.' I have before intimated to you that we are already well acquainted with the mode of curing the small-pox; but as this country is poor and its productions scanty, we must ascertain whether or not the year is an abundant one before we commence vaccination, inquire into the ages of the children, and prepare a store of medicines and provisions, after which we will get pox scabs from China, and distribute them in the land, and require all children to be vaccinated at the same time. This is our usual practice. But just now, I think it is too early in the year to vaccinate, and the store of medicines is not ready. Furthermore, since 1844, on account English, French, and American ships coming here one after another, every class of people, officers and plebeians, have been obliged to stop

(39) 痘の誤。

(40) 読み下し「三月二十九日、尊札を接到せり。内に云ふらくは、孩子男女の未だ出痘せざる者は、応に院に到りて痘汁を種入すべし、と。卑職即ち大夫を遣はし由を備して辞を請ふ。嗣ひで四月初二日に于て、貴客示諭するに拠るに、牛痘種へ入れし人は、已に種を得るの所処、彼に在りて出露するのみにして、総じて全身に流行せず。況んや民間に流行する能はず。因りて新種痘法論一本を送る、等の語あり。敝国治痘の法は已に前日告ぐる所の如く、人びと皆知熟せり。但だ地薄產乏に因り、將に種痘有らんとせば、先に年成の豊凶を察し、又た孩子の年紀を考へ、預め食物・藥材を貯へて、方に痘痂を中國に請ふて國中に流行し孩兒をして一時出痘せしむるは是れ習俗為り。今計るに種痘の年期は尚早にして、藥材の貯に至りても亦た備ふる所無し。又た上屆辰年以來、英仏亞三國の船隻踵を接して到来するに因り、上は官役自り下は百姓に至るまで、日夜那覇に駐劄し公用を辦理し、職を修め業を營する由末(な)し。且つ貴客の逗遛に因り、益ます公用の煩に苦しみて、現今挙國の人民其の困窮極まれり。若し此の時に于て痘瘡流行せしむれば、則ち死亡の患免れざらん。故に曾て員を遣て辞を請はしむ。祈るらくは為に体諒せんことを。更に希う所有るは、牛痘の法は民間に流行せざると云ふと雖も、然れども國異なり人殊なれば、或ひは風氣の流行有らんことを深く恐る。若し令女兒をして種痘せしめんと欲すれば、祈るらくは回國の後の方めて播種せんことを。因りて送る所の新種痘法論を將て奉還す。」

at Napa, and attend to the public service, even to the detriment of their own public functions and private business. And you, Sir, by loitering here, have much increased our troublesome public duties, and now the whole kingdom is greatly impoverished. If, therefore, the small-pox was to spread among us at this juncture, we certainly could not escape the calamity of death; and it was on this account that I sent an officer to beg decline the offer, and I also request you to accept it.

There is one thing more, which is rather observable. Though the New Method says that the small-pox will not spread among the people, still the natives of different countries are unlike, and I am very fearful that effluence or virus may get abroad. If you wish to vaccinate your daughter, I beg you will wait until you return to your own country, when it can be done. For these reasons, I return herewith the copy of the New Method of Vaccination.

4月21日〔1849年5月18日〕に貴殿からの書簡を拝受いたしました。「天然痘を経験していないすべての子供は私の病院に牛痘の接種を受けに来るべきです」とございましたので、大夫を遣わして丁重にお断りいたしました。ところが、その後24日にふたたび書簡にて「牛痘接種をした人は、痘は接種をした箇所にもみ発現し、全身には広がることはなく、人々の間に広がることはありません」とお書きになり、「新種痘法論⁽⁴¹⁾」という書をお送りくださいました。以前お知らせしましたとおり、私どもはすでに天然痘の治療法をよく知っております。しかしながら敵国は貧しく、産物もわずかです。我々は *commerce vaccination* (種痘を行なう「將有種痘」) ときには、子供たちの年齢を調べ、医薬品や食糧のストックを確かめてなくてはならず、それが済んでから中国から痘痂を得るのです。そしてそれを国内に分配し、全ての子供たちに一斉に *vaccinated* (接種「出痘」) するのです。これが私どもの慣例となっております。しかし、今この時は *vaccinate* (種痘) する年からは早すぎます。国の薬品の貯蓄も十分ではありません。さらに、1844年以降、英国・フランス・アメリカの船が次々と来航していることにより、全ての階級の人々、役人も庶民も那覇に留まり役務に服せざるを得ず、彼らの公私の仕事にさえ支障がでております。そして貴殿がこの地に逗留することによって、私どもは面倒な公務が増し、今や王国全体がたいへん困窮しております。そういうことですから、もし、このような時に *small-pox* を国内に広めようとするれば(「使痘瘡流行」)、我々は死の災害から決して逃れることはできないでしょう。このような訳で、役人を遣わしてお申し出をお断りした次第です。どうぞご了承

(41) 24日の書簡では *A New Method of Vaccination* である。ベッテルハイムが琉球側に牛痘の手引書を提供するのはこの時と1851年の2回ある。帆刈浩之は *Medical Gazette Report* より、この時琉球に贈られたものをピアソン著、スタントン漢訳の『啖咭喇新出種痘奇書』とする(帆刈前掲、30頁)。しかし、*Medical Gazette Report* で“Several copies of the Chinese pamphlet, written by Sir G. Staunton, were also desired and granted” (ジョージ・スタントン氏による中文の冊子を欲しがったので、版本を何冊か与えた) と言及するのは、1851年末のことであり、この時ではない。ここでは漢文書簡内の表記と一致させ「新種痘法論」としておく。

承ください。

また、さらにもう一点お願い申し上げたいことがございます。新種痘法では、small-pox 天然痘は人々の間に広まらないと書いてありますが（「牛痘之法雖云不流行民間」、国も人も異なりますゆえ、風気や病毒の拡散を非常に恐れています。もし令嬢に vaccinate（種痘）をしたいとお考えであれば、どうぞお国にお帰りになってから行なって（「播種」）ください。これらの理由から、送っていただいた新種痘法の本をここにお返しいたします。

まず、琉球側からの漢文書簡の方を見てほしい。漢文中、「牛痘」はあくまでもベッテルハイムからの情報に依拠した形で用いられ、その他は「種痘」「痘瘡」「治痘」「出痘」である。文脈を追うと、ここで使われる「種痘」その他は、たとえば一重線で示した箇所のように、依然として「人痘接種」「ヒト天然痘」と同一視されている。つまり、従来の理解の範囲を大きく超えるような回答ではない。これがこの時の王府における牛痘法に対する「公式」見解のレベルと言ってもいいかもしれない。「人も国も異なる」場所で作られた医療技術に対して、検証を経ないまま受け入れるのは危険であるという国としての判断と、薩摩への照会が必要⁽⁴²⁾という意識が働いたであろうことはもちろん、単に新知識への躊躇や、ベッテルハイム個人への不信感も同時に存在していたことも考えられる。この返答は当時の王府が出せる可能な限りの内容だったのではないだろうか。ちなみに書簡がベッテルハイムの手に届けられたこの日、王府が恐れていた娘ローズへの牛痘接種が行なわれていた。書簡を届けた通事からの報告によりそのことは即座に王府に知らされたが、書簡からも分かるとおり、人痘接種と牛痘接種の区別がついていない王府は、人痘同様に感染が広まると考え、即座に感染拡大防止への動きを見せる⁽⁴³⁾。

一方のベッテルハイムは、この書簡を英訳するにあたって、王府の返答を希望的に読み取っている。先に示した一重線の箇所は、明らかに人痘接種またはヒト天然痘を指すことが分かるため、ベッテルハイムも small-pox と訳しており両者に齟齬はない。しかし、王府が単に「種痘」と書いた箇所に関して、ベッテルハイムは「牛痘での種痘をするときは」と解釈し、訳文に vaccinate / vaccination を用いている。これはベッテルハイムが、この時点では牛痘による種痘が王府にある程度理解されたと都合よく誤解していたことを示している。王府の言う一斉接種は、喜舎場朝賢や比嘉春潮が書き記した「十三年廻」の全島人

(42) 『評定所文書』1410-4。評定所文書からは、ベッテルハイムが提供した種痘書を、即座に久米村で写本作成および訓点を振らせてから上呈させたことが記録される。なお、訓点の振られた種痘書は先に薩摩の御飯屋に目通しされている。何らかの指示を期待したのではないだろうか。

(43) この日より10日間ほど、感染防止のための王府の対応が記録される。『評定所文書』「嘆人逗留ニ付那覇ニ而日記 I」1410-29～32、34、39、40、42、43-1、43-2、91、94、95。

工感染のことであり、むろん人痘である。⁽⁴⁴⁾ ベッテルハイムがこの慣習のことを明確に知るの
 のは、これから2年後の1851年のことである。⁽⁴⁵⁾

おわりに

以上、ベッテルハイムの記述と王府側の記述を比較した。そこから日本語訳という作業
 での注意点が浮かび上がってくる。筆者は初め、本資料の種痘関連の語について注意しな
 なくてはならないのは *inoculate* / *inoculation* の方であり、それをどう訳するのか（ウイルス
 の違い・接種法の違い）がポイントとなると認識し、*vaccination* / *vaccinate* については先に、
 「ベッテルハイム日誌に使用される *vaccination* / *vaccinate* は牛痘ワクチンによる種痘 / 牛痘
 ワクチンの接種を指す」と書いたとおり、さほどの混乱はないと考えていた。しかし、最
 後に検討した漢文と英文との食い違いからは、ベッテルハイム自身の琉球理解の度合いや、
 それに由来する誤解を含んだ表記も考慮に入れなくてはいけないことを認識させられた。

今一度、冒頭に示した種痘関連語とその訳語のバリエーションを例示したい。

pox *small pox* *variola* → 天然痘・人痘・人痘苗 (*variola* 除く)・痘
cow pox *cowpock* → ウシ天然痘・牛痘
vaccine *vaccine matter* *vaccine virus* → 牛痘ワクチン・牛痘苗・牛痘漿・牛痘
virus *specimens of virus* → (原義的には) 病毒 痘苗 種苗 (人痘 or 牛痘は文脈)
scab → 痘痂・痂痂 (人痘 or 牛痘は文脈)
lymph → 痘漿 (人痘 or 牛痘は文脈)
vaccinate *vaccination* → 牛痘ワクチンの接種・牛痘による種痘・牛痘法
inoculate *inoculation* → 人痘 (天然痘) の接種 (オペレーションの方法は文脈による)・
 人痘による種痘・人痘法・(単に動詞として) 接種する

(44) 喜舎場朝賢『校本 東江随筆』ペリかん社、1980年、78頁。比嘉春潮「翁長旧時談」『比嘉春潮全集』
 第三巻 文化・民俗篇、沖縄タイムス社、1971年、177頁。また、渡口前掲 (1978)、10頁。

(45) 『資料編21』1851年10月18日に “I also have it now as a certainty that this is their year for inoculating the
 smallpox, and that they have already begun to inoculate both in Shuy and Napa. Hence the many inquiries about
 lymph of vaccine this year.” (今年が *smallpox* の *inoculating* を行うその年であり、すでに首里と那覇では
inoculate が始まっているという確信を持っている。だから今年 *lymph of vaccine* について多くの質問があっ
 たのだ) (561頁)、また、同10月23日 “So much is now perfectly clear: it is their custom to inoculate every
 13th year. Children indeed go through the smallpox very easily if inoculated, compared with the dangers of adult
 age. All, therefore, who are under thirteen, considered youths enough for the purpose, are inoculated or brought
 under the influence of the contagion otherwise.” (今や、彼らが13年ごとに *inoculate* を行う習慣であることが
 はっきりした。*inoculate* をした子供は、大人と比べて確かに天然痘を軽症でやり過ごすことができる。ゆえに、
 13歳以下で、この目的 (種痘をして免疫をつけること) に合致すると考えられる年齢の子供は全員 *inoculate*
 するか、他の方法で感染させられる) (563頁)。

最後に、ベッテルハイムと牛痘について、通説となっている仲地紀仁との関係について少し触れておきたい。ベッテルハイムが仲地紀仁に牛痘法を伝授したのか否かについては、帆刈(2014)同様、その根拠となる史料に行き着くことはできなかつた。⁽⁴⁶⁾1837年にピーター・パーカーがモリソン号で琉球に寄航した際に、牛痘を伝授しランセットなどを与えた人物が仲地であった可能性も皆無ではないが、1789年(乾隆54)生まれの仲地は、1837年のパーカーの琉球来航時点では48歳であり、旅行記の種痘伝授相手として登場する“old man”と同定できるかは微妙なところである。さらに1839年に仲地が活躍し褒書を与えられた際に用いた種痘法は鼻種法であり、⁽⁴⁷⁾その影響は見られない。ランセットなどを用いて腕に接種する「植疱瘡」の語が登場するのは、『評定所文書』では上述のとおり1849年、「球陽」では1850年である。また、ベッテルハイムは1848年に王府の役人から牛を与えられ牛痘ワクチンが得られないか実験をしたようであるが、そこに仲地が関与しえたかも不明である。ベッテルハイムが *Medical Gazette Report* で「内科医であり、外科医」と紹介し、牛痘法を伝えた相手として個人名が出るのは、王府派遣の異国通事板良敷朝忠ただ一人であり、仲地紀仁を想起させるような人物は日誌中にも登場しない。積極的に通説を支持することは控えておきたいというのが現時点での結論である。

琉球への牛痘法導入の時期およびその経緯については、本稿では詳しく触れなかったが、筆者はベッテルハイムが琉球に牛痘法を「導入」したことは事実であったと見ている。しかしこれが、琉球「王国」史において、受容まで含めた意味での「牛痘の導入」であったとはわかには言いにくい。それはあくまでもベッテルハイム個人の認識に過ぎなかつた可能性が高い。琉球という国にとって、国家事業としての天然痘コントロールは、牛痘法の効果いかんの問題ではなく、その受容のありかたは国際関係上の問題を多分に含む事項であったと想定されるからである。なぜ正史「球陽」において、あれだけ行を割いて牛痘法の導入を特記しなくてはならなかつたのか。なぜそこに至るまでピーター・パーカーの来航から約30年、ベッテルハイムの試みからも約20年もの時間が必要だったのか、これらの件に関しては別稿で明らかにしたい。

(46) 帆刈前掲、23頁。

(47) 「球陽」(附卷四 No. 158)、「松姓家譜支流(仲地家 新参二世 松開芳 金城筑登之紀雅)」三世紀仁、『那覇市史』家譜資料四、641～643頁。

(48) *The Chinese Repository*, 1850, p. 75, footnote この実験については、ベッテルハイムはその後言及することなく、牛痘ワクチンの入手についてもっぱら香港からの送付に頼っていることから、不成功に終わったと考えられる。1848年という時期にも注意が必要である。1849年時点で牛痘への理解が不十分であったと考えられる王府が依頼してきたとすると奇妙なことである。この件、再考してみたい。